

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
第1編 共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1-1 適 用 2. 共通仕様書の適用 受注者は、<u>工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」</u>に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和6年9月改正 政令第289号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。 26. 書面 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。	第1編 共通編 第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1-1 適 用 2. 共通仕様書の適用 受注者は、<u>工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」</u>に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和7年8月改正 政令第276号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。 26. 書面 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたもの、または工事帳票と同等の内容を備えたデータを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。	適用すべき諸基準類との整合 工事共通仕様書との整合により追記

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
27. 工事写真 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。 なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は「デジタル工事写真の小黑板情報電子化についての一部改定について」(令和3年3月26日付け国技建管第21号)に基づき実施しなければならない。	27. 工事写真 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。 なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は「デジタル工事写真の小黑板情報電子化についての一部改定について」(令和5年3月15日 国技建管第6号)に基づき実施しなければならない。	適用諸基準類との整合
28. 工事帳票 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。	28. 工事帳票 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、データ及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。	工事共通仕様書との整合
1-1-1-4 ワンデーレスポンス 1. ワンデーレスポンス 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。 ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。	1-1-1-4 ワンデーレスポンス 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。 ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。	文章の校正
1-1-1-5 ウィークリースタンス 1. ウィークリースタンス 監督職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。	1-1-1-5 ウィークリースタンス 監督職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。	文章の校正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録 1-1-1-9 工事用地等の使用 1-1-1-10 工事の着手 1-1-1-11 工事の下請負 1-1-1-12 施工体制台帳 1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(令和3年3月18日付け北開局工管第236号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。	1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録 1-1-1-9 主任技術者及び監理技術者 1. 主任技術者及び監理技術者の設置 当該工事における主任技術者及び監理技術者の設置は、建設業法第26条に規定した事項である。 2. 主任技術者及び監理技術者の設置の運用 受注者は、建設工事現場に置く技術者の適正な設置に係る最新の運用(「監理技術者制度運用マニュアルについて」(平成16年3月1日 国総建第316号))を参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。 1-1-1-10 工事用地等の使用 1-1-1-11 工事の着手 1-1-1-12 工事の下請負 1-1-1-13 施工体制台帳 1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成について(通知)」(令和4年12月28日 国不建第466~467号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その写しを監督職員に提出しなければならない。 なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作	文章の校正 工事共通仕様書との整合 以降、番号繰り下がり 工事共通仕様書との整合

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
2. 施工体系図 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(令和3年3月18日付け北開局工管第236号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。 4. 施工体制台帳等変更時の処置 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。 1-1-1-13 受発注者間の情報共有 1-1-1-14 受注者相互の協力 1-1-1-15 調査・試験に対する協力 6. NETIS 受注者は、新技術情報提供システム (NETIS) に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進につい	成・提出するものとする。 2. 施工体系図 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成について (通知)」(令和4年12月28日 国不建第466～467号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その写しを監督職員に提出しなければならない。 4. 施工体制台帳等変更時の処置 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。 1-1-1-14 受発注者間の情報共有 1-1-1-15 受注者相互の協力 1-1-1-16 調査・試験に対する協力 6. NETIS 受注者は、新技術情報提供システム (以下「NETIS」という。) に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進につい	工事共通仕様書との整合 工事共通仕様書との整合 工事共通仕様書との整合

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
て」(令和5年3月28日、国官総第250号、国官技第403号)、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」(令和5年3月28日、国官総第249号、国官技第395号、国営施第34号、国総公第288号)による必要な措置をとるものとする。 (1) 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第、活用効果調査表を新技術情報提供システム(以下システムという)にて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の入力・登録を要しない。 (2) 受注者は、施工者選定型により NETIS 登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を作成し、施工計画書と共に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第、活用効果調査表をシステムにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の入力・登録を要しない。 1-1-1-16 工事の一時中止 1. 一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について	て」(令和8年3月一部改正)、「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領(平成18年7月(令和8年4月一部改正))による必要な措置をとるものとする。 (1) 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第、活用効果調査表を NETIS にて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の入力・登録を要しない。 (2) 受注者は、施工者選定型により NETIS 登録技術を活用した施工を行う場合、施工計画書の提出時に新技術活用計画書を NETIS にて入力・登録しなければならない。また、当該施工が完了次第、活用効果調査表を NETIS にて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の入力・登録を要しない。 1-1-1-17 工事の一時中止 1. 一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について	工事共通仕様書との整合

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
て一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-45 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 1-1-1-17 設計図書の変更 1-1-1-18 工期変更 1-1-1-19 支給材料及び貸与品 1-1-1-20 工事現場発生品 1-1-1-21 建設副産物 3. 法令順守 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 11. 建設副産物情報交換システム 受注者は、コンクリート殻、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設発生汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、	て一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編 1-1-1-46 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 1-1-1-18 設計図書の変更 1-1-1-19 工期変更 1-1-1-20 支給材料及び貸与品 1-1-1-21 工事現場発生品 1-1-1-22 建設副産物 3. 法令順守 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱の改正について」（平成14年5月30日 国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号）、「再生資源の利用の促進について」（平成3年10月25日 建設省技調発第243号）、（平成3年12月25日 港建第324号）、（平成4年1月24日 空建第10号）、「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」（平成18年6月12日 国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 11. コブリス・プラス（建設副産物情報交換システム） 受注者は、コンクリート殻、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設発生汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、	適用すべき諸基準類との整合 工事共通仕様書との整合

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。 なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。 12. 建設発生土情報交換システム 受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。 なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議するものとする。 1-1-1-22 工事完成図 1-1-1-23 工事完成検査 1-1-1-24 既済部分検査等 1-1-1-25 部分使用 1-1-1-26 施工管理 3. 標識板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工事目的、工期、発注者名及び施工者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省	工事完了時に必要な情報をコブリス・プラスに入力するものとする。 なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。 12. コブリス・プラス（建設発生土情報交換システム） 受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。 なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議するものとする。 1-1-1-23 工事完成図 1-1-1-24 工事完成検査 1-1-1-25 既済部分検査等 1-1-1-26 部分使用 1-1-1-27 施工管理 3. 標識板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工事目的、工期、発注者名及び施工者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省	工事共通仕様書との整合 適用すべき諸基準類との整合

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
略することができる。 なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。 また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について(昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号 道路局路政課長、国道・防災課長通達)、河川工事等の工事看板の取扱いについて(令和3年5月27日付け 国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達)によるものとする。 1-1-1-27 履行報告 1-1-1-28 週休二日の対応 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、土日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。 1-1-1-29 工事関係者に対する措置請求 1-1-1-30 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月)、建設機械施工安全	略することができる。 なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。 また、記載内容については、工事内容に応じて、「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について」(平成18年3月31日 国道利第37号、国道国防第205号)、「河川工事等の工事看板の取扱いについて」(令和3年5月27日 国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号)によるものとする。 1-1-1-28 履行報告 1-1-1-29 週休二日の対応 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、土日を休日とする週休二日工事の実施に取り組むなど、週休二日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取組の質の向上に努めなければならない。 1-1-1-30 工事関係者に対する措置請求 1-1-1-31 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、最新の「土木工事安全施工技術指針」(国土交通大臣官房技術審議官通達)、「建設機械施工安全技術指針の	工事共通仕様書との整合 適用すべき諸基準類との整合

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事に用いる仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2. 建設工事公衆災害防止対策要領 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 16. 安全衛生協議機の設置 監督職員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。 17. 安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	一部改正について」（平成17年3月31日 国官技第303号、国総施第190号）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事に用いる仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2. 建設工事公衆災害防止対策要領 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 16. 安全衛生協議機の設置 監督職員が、労働安全衛生法（令和7年5月改正 法律第33号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。 17. 安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和7年5月改正 法律第33号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	適用すべき諸基準類との整合 適用すべき諸基準類との整合 適用すべき諸基準類との整合

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
1-1-1-31 爆発及び火災の防止 1-1-1-32 後片付け 1-1-1-33 事故報告書 1-1-1-34 環境対策 1. 環境保全 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」、もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用出来ないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建	1-1-1-32 爆発及び火災の防止 1-1-1-33 後片付け 1-1-1-34 事故報告書 1-1-1-35 環境対策 1. 環境保全 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」（昭和62年3月30日 建設省経機発第58号）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（令和4年6月改正 法律第68号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日 建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成24年3月23日 国土交通省告示第318号）、もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日 国総環リ第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用出来ないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建	適用すべき諸基準類との整合 適用すべき諸基準類との整合

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表1－2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第3号）に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表1－2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領の一部改正について」（平成22年3月18日国総施環第291号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日 国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
8. 低騒音型・低振動型建設機械 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。 1-1-1-35 文化財の保護 1-1-1-36 交通安全管理 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長 国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利第38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通	8. 低騒音型・低振動型建設機械 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」（昭和62年3月30日 建設省経機発第58号）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成13年4月9日 国土交通省告示第487号）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。 1-1-1-36 文化財の保護 1-1-1-37 交通安全管理 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（令和6年6月 内閣府・国土交通省令第4号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（昭和37年8月30日 建設省道路局長通知）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について」（平成18年3月31日 国道利第37号・国道国防第205号）、「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」（平成18年3月31日 国道利第38号・国道国防第206号）及び「道路工事保安施設設置基準（案）」（令和6年2月 国土交通省道路局国道・技術課）に基づき、安全対策を講じ	適用すべき諸基準類との整合 適用すべき諸基準類との整合

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。 14. 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和6年9月改正 政令第272号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年6月改正 法律第56号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 1-1-1-37 施設管理 1-1-1-38 諸法令の遵守 (1) 会計法 (令和元年5月改正 法律第16号) (2) 建設業法 (令和3年5月改正 法律第48号) (3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号) (4) 労働基準法 (令和6年5月改正 法律第42号) (5) 労働安全衛生法 (令和元年6月改正 法律第37号) (6) 作業環境測定法 (令和元年6月改正 法律第37号) (7) じん肺法 (平成30年7月改正 法律第71号) (8) 雇用保険法 (令和6年6月改正 法律第47号) (9) 労働者災害補償保険法 (令和2年6月改正 法律第40号)	なければならない。 14. 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和7年6月改正 政令第222号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和6年5月改正 法律第34号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 1-1-1-38 施設管理 1-1-1-39 諸法令の遵守 (1) 会計法 (令和元年5月改正 法律第16号) (2) 建設業法 (令和4年6月改正 法律第68号) (3) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(令和7年5月改正 法律第41号) (4) 労働基準法 (令和6年5月改正 法律第42号) (5) 労働安全衛生法 (令和7年5月改正 法律第33号) (6) 作業環境測定法 (令和7年5月改正 法律第33号) (7) じん肺法 (平成30年7月改正 法律第71号) (8) 雇用保険法 (令和6年6月改正 法律第47号) (9) 労働者災害補償保険法 (令和4年6月改正 法律第68号)	適用すべき諸基準類との整合 適用すべき諸基準類との整合

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
(10) 健康保険法 (令和6年6月改正 法律第47号)	(10) 健康保険法 (令和7年6月改正 法律第74号)	
(11) 中小企業退職金共済法 (令和2年6月改正 法律第40号)	(11) 中小企業退職金共済法 (令和7年6月改正 法律第68号)	
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和6年5月改正 法律第26号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和6年5月改正 法律第26号)	
(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和5年12月改正 法律第84号)	(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和7年6月改正 法律第75号)	
(14) 道路法 (令和5年5月改正 法律第34号)	(14) 道路法 (令和7年4月改正 法律第22号)	
(15) 道路交通法 (令和5年6月改正 法律第56号)	(15) 道路交通法 (令和6年5月改正 法律第34号)	
(16) 道路運送法 (令和5年4月改正 法律第18号)	(16) 道路運送法 (令和6年5月改正 法律第23号)	
(17) 道路運送車両法 (令和5年6月改正 法律第63号)	(17) 道路運送車両法 (令和5年6月改正 法律第63号)	
(18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)	(18) 砂防法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(19) 地すべり等防止法 (令和5年5月改正 法律第34号)	(19) 地すべり等防止法 (令和5年5月改正 法律第34号)	
(20) 河川法 (令和5年5月改正 法律第34号)	(20) 河川法 (令和5年5月改正 法律第34号)	
(21) 海岸法 (令和5年5月改正 法律第34号)	(21) 海岸法 (令和5年5月改正 法律第34号)	
(22) 港湾法 (令和4年11月改正 法律第87号)	(22) 港湾法 (令和7年4月改正 法律第25号)	
(23) 港則法 (令和3年6月改正 法律第53号)	(23) 港則法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(24) 漁港及び漁場の整備等に関する法律 (令和5年5月改正 法律第34号)	(24) 漁港及び漁場の整備等に関する法律 (令和5年5月改正 法律第34号)	
(25) 下水道法 (令和4年5月改正 法律第44号)	(25) 下水道法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(26) 航空法 (令和5年6月改正 法律第63号)	(26) 航空法 (令和7年6月改正 法律第55号)	
(27) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)	(27) 公有水面埋立法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(28) 軌道法 (令和2年6月改正 法律第41号)	(28) 軌道法 (令和2年6月改正 法律第41号)	
(29) 森林法 (令和5年6月改正 法律第63号)	(29) 森林法 (令和7年5月改正 法律第48号)	
(30) 環境基本法 (令和3年5月改正 法律第36号)	(30) 環境基本法 (令和3年5月改正 法律第36号)	
(31) 火薬類取締法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(31) 火薬類取締法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(32) 大気汚染防止法 (令和2年6月改正 法律第39号)	(32) 大気汚染防止法 (令和4年6月改正 法律第68号)	

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
(33) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	(33) 騒音規制法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(34) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(34) 水質汚濁防止法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)	(35) 湖沼水質保全特別措置法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(36) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	(36) 振動規制法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(38) 文化財保護法 (令和3年4月改正 法律第22号)	(38) 文化財保護法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(39) 砂利採取法 (令和5年6月改正 法律第63号)	(39) 砂利採取法 (令和5年6月改正 法律第63号)	
(40) 電気事業法 (令和5年6月改正 法律第44号)	(40) 電気事業法 (令和5年6月改正 法律第44号)	
(41) 消防法 (令和5年6月改正 法律第58号)	(41) 消防法 (令和5年6月改正 法律第58号)	
(42) 測量法 (令和6年6月改正 法律第54号)	(42) 測量法 (令和6年6月改正 法律第54号)	
(43) 建築基準法 (令和6年6月改正 法律第53号)	(43) 建築基準法 (令和7年5月改正 法律第35号)	
(44) 都市公園法 (令和6年5月改正 法律第40号)	(44) 都市公園法 (令和6年5月改正 法律第40号)	
(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(46) 土壌汚染対策法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(46) 土壌汚染対策法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(47) 駐車場法 (平成29年5月改正 法律第26号)	(47) 駐車場法 (平成29年5月改正 法律第26号)	
(48) 海上交通安全法 (令和5年5月改正 法律第34号)	(48) 海上交通安全法 (令和5年5月改正 法律第34号)	
(49) 海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第63号)	(49) 海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第63号)	
(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和3年5月改正 法律第43号)	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(51) 船員法 (令和6年5月改正 法律第42号)	(51) 船員法 (令和7年5月改正 法律第32号)	
(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (令和5年5月改正 法律第24号)	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (令和7年5月改正 法律第32号)	
(53) 船舶安全法 (令和3年5月改正 法律第43号)	(53) 船舶安全法 (令和4年6月改正 法律第68号)	

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
(54) 自然環境保全法 (平成31年4月改正 法律第20号)	(54) 自然環境保全法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(55) 自然公園法 (令和3年5月改正 法律第29号)	(55) 自然公園法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和6年6月改正 法律第54号)	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和6年12月改正 法律第49号)	
(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第36号)	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第36号)	
(58) 河川法施行法 抄 (平成11年12月改正 法律第160号)	(58) 河川法施行法 抄 (平成11年12月改正 法律第160号)	
(59) 技術士法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(59) 技術士法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(60) 漁業法 (令和3年5月改正 法律第36号)	(60) 漁業法 (令和3年5月改正 法律第36号)	
(61) 空港法 (令和4年6月改正 法律第62号)	(61) 空港法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(62) 計量法 (平成26年6月改正 法律第69号)	(62) 計量法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(63) 厚生年金保険法 (令和6年6月改正 法律第47号)	(63) 厚生年金保険法 (令和6年6月改正 法律第47号)	
(64) 航路標識法 (令和3年6月改正 法律第53号)	(64) 航路標識法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和4年5月改正 法律第46号)	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和7年6月改正 法律第52号)	
(66) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)	(66) 最低賃金法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(67) 職業安定法 (令和4年3月改正 法律第12号)	(67) 職業安定法 (令和6年6月改正 法律第50号)	
(68) 所得税法 (令和6年6月改正 法律第26号)	(68) 所得税法 (令和7年6月改正 法律第74号)	
(69) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号)	(69) 水産資源保護法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(70) 船員保険法 (令和6年6月改正 法律第47号)	(70) 船員保険法 (令和7年6月改正 法律第80号)	
(71) 著作権法 (令和6年6月改正 法律第55号)	(71) 著作権法 (令和7年4月改正 法律第27号)	
(72) 電波法 (令和5年12月改正 法律第87号)	(72) 電波法 (令和7年4月改正 法律第27号)	
(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和4年4月改正 法律第32号)	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和6年6月改正 法律第47号)	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和6年6月改正 法律第47号)	

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
(75) 農薬取締法 (令和5年5月改正 法律第36号)	(75) 農薬取締法 (令和5年5月改正 法律第36号)	
(76) 毒物及び劇物取締法 (令和5年5月改正 法律第36号)	(76) 毒物及び劇物取締法 (令和5年5月改正 法律第36号)	
(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年5月改正 法律第41号)	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和6年6月改正 法律第54号)	(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和6年6月改正 法律第54号)	
(79) 警備業法 (令和5年6月改正 法律第63号)	(79) 警備業法 (令和5年6月改正 法律第63号)	
(80) 個人情報の保護に関する法律 (令和5年11月改正 法律第79号)	(80) 個人情報の保護に関する法律 (令和6年6月改正 法律第46号)	
(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和6年6月改正 法律第53号)	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和6年6月改正 法律第53号)	
(82) 電気用品安全法 (令和4年6月改正 法律第74号)	(82) 電気用品安全法 (令和4年6月改正 法律第74号)	
(83) 電気工事士法 (令和4年6月改正 法律第74号)	(83) 電気工事士法 (令和4年6月改正 法律第74号)	
(84) 有線電気通信法 (令和4年6月改正 法律第68号)	(84) 有線電気通信法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
(85) 電気通信事業法 (令和5年6月改正 法律第53号)	(85) 電気通信事業法 (令和5年6月改正 法律第53号)	
(86) 放送法 (令和5年6月改正 法律第40号)	(86) 放送法 (令和5年6月改正 法律第40号)	
1-1-1-39 官公庁等への手続等	1-1-1-40 官公庁等への手続等	
1-1-1-40 施工時期及び施工時間の変更	1-1-1-41 施工時期及び施工時間の変更	
1-1-1-41 工事測量	1-1-1-42 工事測量	
1-1-1-42 不可抗力による損害	1-1-1-43 不可抗力による損害	
1-1-1-43 特許権等	1-1-1-44 特許権等	
3. 著作権法に規定される著作物	3. 著作権法に規定される著作物	
発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法 (令和3年6月改正 法律第52号) 第2条第1項第1号に規定され	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法 (令和7年4月改正 法律第27号) 第2条第1項第1号に規定され	適用すべき諸基準類との整合

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
る著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。 1-1-1-44 保険の付保及び事故の補償 1-1-1-45 臨機の措置 1-1-1-46 石綿使用の有無 1-1-1-47 主任技術者または監理技術者の変更 開発局独自 1-1-1-48 建設業退職金共済制度の普及について 開発局独自	る著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。 1-1-1-45 保険の付保及び事故の補償 1-1-1-46 臨機の措置 1-1-1-47 石綿使用の有無 1-1-1-48 主任技術者または監理技術者の変更 開発局独自 1-1-1-49 建設業退職金共済制度の普及について 開発局独自	

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
第3編 電気通信設備工事共通編 第1章 総 則 3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等 6. 段階確認 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 (1) 受注者は、表3-1-1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。 (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。 (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。 (4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。	第3編 電気通信設備工事共通編 第1章 総 則 3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等 6. 段階確認 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 (1) 受注者は、表3-1-1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。 (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。 (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。 (4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。 (5) 受注者は、表3-1-1段階確認一覧表に示す工種に施工を行う工種が該当しない場合、実施内容について監督職員と協議するものとする。	工事共通仕様書との整合

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)				新(令和8年7月版)				備考
表3-1-1 段階確認一覧表 (3/5)				表3-1-1 段階確認一覧表 (3/5)				工事共通仕様書との整合
区分	種 別	細 別	確 認 時 期	区分	種 別	細 別	確 認 時 期	
電気設備				電気設備				
	トンネル照明設備工 (トンネル照明設備) (アンダーパス照明設備) (地下道照明設備)	設置位置	設置位置墨だし時	トンネル照明設備工 (トンネル照明設備) (アンダーパス照明設備) (地下道照明設備)	設置位置	設置位置墨だし時		
		点灯試験、照度測定	試験、測定時			点灯試験、照度測定	試験、測定時	
		(坑外灯は上記道路照明設備工による)				(坑外灯は上記道路照明設備工による)		
	トンネル照明設備工 (照明灯基礎)	(土木工事に準ずる)		トンネル照明設備工 (照明灯基礎)	(土木工事に準ずる)			
	施設照明設備工 (ダム照明設備) (河川照明設備) (公園照明設備)	設置位置	設置位置墨だし時	施設照明設備工 (ダム照明設備) (河川照明設備) (公園照明設備)	設置位置	設置位置墨だし時		
		点灯試験、照度測定	試験、測定時			点灯試験、照度測定	試験、測定時	
	共同溝附帯設備工 (共同溝引込設備) (共同溝照明設備) (共同溝排水設備) (共同溝換気設備) (共同溝標識設備)	設置位置	設置位置墨だし時	共同溝附帯設備工 (共同溝引込設備) (共同溝照明設備) (共同溝排水設備) (共同溝換気設備) (共同溝標識設備)	設置位置	設置位置墨だし時		
	共同溝附帯設備工 (共同溝照明設備)	設置位置	設置位置墨だし時	共同溝附帯設備工 (共同溝照明設備)	設置位置	設置位置墨だし時		
		点灯試験、照度測定	試験、測定時			点灯試験、照度測定	試験、測定時	
	道路融雪設備工 (高圧受変電設備)	設置位置	設置位置墨だし時	道路融雪設備工 (高圧受変電設備)	設置位置	設置位置墨だし時		
道路融雪設備工 (道路消雪ポンプ設備基礎工)	(土木工事に準ずる)		道路融雪設備工 (道路消雪ポンプ設備基礎工)	(土木工事に準ずる)				
道路照明維持補修工 (道路照明維持) (道路照明修繕)	点灯試験	試験時	道路照明設備維持補修工 (道路照明維持) (道路照明修繕)	点灯試験	試験時			
通信設備				通信設備				
	多重無線通信設備工 (多重無線装置) (空中線装置) (監視制御装置)	設置位置	設置位置墨だし時	多重無線通信設備工 (多重無線装置) (空中線装置) (監視制御装置)	設置位置	設置位置墨だし時		
		設置位置	設置位置墨だし時			設置位置	設置位置墨だし時	
		設置位置	設置位置墨だし時			設置位置	設置位置墨だし時	
	衛星通信設備工 (衛星通信固定局設備) (衛星通信車載局設備)	設置位置	設置位置墨だし時	衛星通信設備工 (衛星通信固定局設備) (衛星通信車載局設備)	設置位置	設置位置墨だし時		
	移動体通信設備工 (移動体通信装置)	設置位置	設置位置墨だし時	移動体通信設備工 (移動体通信装置)	設置位置	設置位置墨だし時		
	テレメータ設備工 (テレメータ監視局装置) (テレメータ中継局装置) (テレメータ観測局装置)	設置位置	設置位置墨だし時	テレメータ設備工 (テレメータ監視局装置) (テレメータ中継局装置) (テレメータ観測局装置)	設置位置	設置位置墨だし時		
		設置位置	設置位置墨だし時			設置位置	設置位置墨だし時	

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)				新(令和8年7月版)				備考				
表3-1-1 段階確認一覧表 (5/5)				表3-1-1 段階確認一覧表 (5/5)				工事共通仕様書との整合				
区分	種 別	細 別	確 認 時 期	区分	種 別	細 別	確 認 時 期					
通信設備				通信設備								
	通信鉄塔・反射板設備工 (通信用鉄塔)	組立部材の地組（地組作業の場合）	地組作業過程		施設計測・監視制御設備工 (路面凍結検知装置) (積雪深計測装置) (気象観測装置) (強震計測装置) (土石流監視制御装置) (路面冠水検知装置)	設置位置	設置位置墨だし時					
	通信鉄塔・反射板設備工 (反射板)	部材の部分組立（地上） 方向調整	組立作業過程 調整作業過程									
	通信鉄塔・反射板設備工 (鉄塔基礎工) (反射板基礎工)	(土木工事に準ずる)										
電子応用設備									電子応用設備			
	各種情報設備工	設置位置	設置位置墨だし時							通信鉄塔・反射板設備工 (通信用鉄塔)	組立部材の地組（地組作業の場合）	地組作業過程
	ダム・堰諸量設備工 (ダム・堰諸量装置) (ダム・堰放流制御装置)	設置位置	設置位置墨だし時	通信鉄塔・反射板設備工 (反射板)	部材の部分組立（地上） 方向調整	組立作業過程 調整作業過程						
	レーダ雨量計設備工 (全国合成処理局装置) (監視制御局装置) (レーダ基地局装置)	設置位置	設置位置墨だし時	通信鉄塔・反射板設備工 (鉄塔基礎工) (反射板基礎工)	(土木工事に準ずる)							
	電子応用設備				電子応用設備							
		各種情報設備工	設置位置	設置位置墨だし時		各種情報設備工	設置位置		設置位置墨だし時			
		ダム・堰諸量設備工 (ダム・堰諸量装置) (ダム・堰放流制御装置)	設置位置	設置位置墨だし時		ダム・堰諸量設備工 (ダム・堰諸量装置) (ダム・堰放流制御装置)	設置位置		設置位置墨だし時			
		レーダ雨量計設備工 (全国合成処理局装置) (監視制御局装置) (レーダ基地局装置)	設置位置	設置位置墨だし時		レーダ雨量計設備工 (全国合成処理局装置) (監視制御局装置) (レーダ基地局装置)	設置位置		設置位置墨だし時			
		統一河川情報システム工 (統一河川情報システム装置)	設置位置	設置位置墨だし時		統一河川情報設備工 (統一河川情報システム)	設置位置		設置位置墨だし時			
		道路交通情報設備工 (道路情報中枢局装置) (道路情報集中局装置)	設置位置	設置位置墨だし時		道路交通情報設備工 (道路情報中枢局装置) (道路情報集中局装置)	設置位置		設置位置墨だし時			
		CCTV設備工 (CCTV監視制御装置) (CCTV装置)	設置位置	設置位置墨だし時		CCTV設備工 (CCTV監視制御装置) (CCTV装置)	設置位置		設置位置墨だし時			
水質自動監視設備工 (水質自動監視装置) (水質自動観測装置)		設置位置	設置位置墨だし時	水質自動監視設備工 (水質自動監視装置) (水質自動観測装置)		設置位置	設置位置墨だし時					
電話応答通報設備工 (電話応答(通報)装置)		設置位置	設置位置墨だし時	電話応答通報設備工 (電話応答(通報)装置)		設置位置	設置位置墨だし時					
その他				その他								
	指定仮設工		設置完了時		指定仮設工		設置完了時					

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

[illegible]

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
第3章 設備の耐震基準 第1節 設備の耐震基準 3-3-1-1 耐震施工 (1) 施工基準 電気通信設備の据付にあたっては、第3編3-3-1-2に規定する設計基準を満足するとともに、設備の機能、形状及び現場条件に応じた適切な耐震施工を施さなければならない。 (2) 機器の固定 <h7>2) ボルト類の選定</h7> 工事受注者は、取付ボルト及び架台の選定にあたっては、強度検討資料で発注者から示された機器に作用する水平力及び鉛直力、コンクリートの許容応力度に応じ、「鋼構造許容応力度設計規準」（日本建築学会）及びJIS B 1082に基づき許容応力（引張、せん断）を、あと施工アンカーボルトの選定にあたっては、「あと施工アンカーボルト設計・施工要領（案）・同解説」（建設電気技術協会）に基づき適切なボルト類を選定しなければならない。	第3章 設備の耐震基準 第1節 設備の耐震基準 3-3-1-1 耐震施工 (1) 施工基準 電気通信設備の据付にあたっては、第3編3-3-1-2 耐震据付設計基準に規定する設計基準を満足するとともに、設備の機能、形状及び現場条件に応じた適切な耐震施工を施さなければならない。 (2) 機器の固定 <h7>2) ボルト類の選定</h7> 工事受注者は、取付ボルト及び架台の選定にあたっては、強度検討資料で発注者から示された機器に作用する水平力及び鉛直力、コンクリートの許容応力度に応じ、「鋼構造許容応力度設計規準」（日本建築学会）及びJIS B 1082に基づき許容応力（引張、せん断）を、あと施工アンカーボルトの選定にあたっては、「あと施工アンカーボルト設計・施工要領（案）・同解説」（建設電気技術協会）に基づき適切なボルト類を選定しなければならない。 なお、「接着系ボルトの使用にあたっての留意事項について」(国土交通省大臣官房技術調査課長、総合政策局公共事業企画調整課長、道路局路政課長、国道防災課長、高速道路課長通知 平成25年5月29日 国技電第20号、国総公第27号、国道利第2号、国道保第8号、国道高第64号)に基づき、常時引張り力を受ける箇所へは原則として接着系ボルト	工事共通仕様書との整合 工事共通仕様書との整合

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
また、適切な管理項目を定めたあと施工アンカーボルト施工作業手順書を提出し監督職員の確認を受けた上で、(一社)日本建設あと施工アンカー協会の資格区分に応じた資格所有者に施工させるとともに、強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重による同協会の施工指針に規定する試験方法により、あと施工アンカーボルトの規格、施工面(壁面、天井、床面)、施工班、施工日毎に3%(最低3本)以上の本数の非破壊引張試験を実施するものとする。 3) 既設アンカーボルトの流用 既設アンカーボルトを流用する場合は、全数に対して目視により錆がないかを、打音・接触検査により緩み等がないかを確認し、ノギスでボルトの最小径寸法を測定し最小寸法が確保できていることを確認したうえで、全数に対して強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。 上下固定のようにアンカーボルトに引張力が作用しない場合はアンカーボルトの長期許容引張力に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。 ただし、表3-3-1の機器の非破壊引張試験にあたっては、第3編「3-4-4-4 器材の落下防止対策」の規定による。	を使用しないこと。 (中略) また、適切な管理項目を定めたあと施工アンカーボルト施工作業手順書を提出し監督職員の確認を受けた上で、(一社)日本建設あと施工アンカー協会の資格区分に応じた資格所有者に施工させるとともに、強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重(当該機器で発生する短期引張荷重)に等しい荷重による同協会の施工指針に規定する試験方法により、あと施工アンカーボルトの規格、施工面(壁面、天井、床面)、施工班、施工日毎に3%(最低3本)以上の本数の非破壊引張試験を実施するものとする。 3) 既設アンカーボルトの流用 既設アンカーボルトを流用する場合は、全数に対して目視により錆がないかを、打音・接触検査により緩み等がないかを確認する。なお、あと施工アンカーボルトの場合は、ノギスでボルトの最小径寸法を測定し最小寸法が確保できていることを確認したうえで、全数に対して強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。 上下固定のようにアンカーボルトに引張力が作用しない場合はアンカーボルトの長期許容引張力に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。 ただし、表3-3-1の機器の非破壊引張試験にあたっては、第3編3-4-4-4 器材の落下防止の規定による。	工事共通仕様書との整合 工事共通仕様書との整合 文章校正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
3-3-1-2 耐震据付設計基準 1. 適用 (1) 地上高さ30m以下の建築物に設置する表3-3-4に示す電気通信設備 (3) 上記(2)に示す通信用鉄塔に設置する表3-3-4に示す電気通信設備。 (6) 地表の基礎に設置する電気通信設備 ただし、(1)、(2)、(4)で規定する範囲を超える場合、及び表3-3-4に示す以外の電気通信設備を設置する場合は、事前に監督職員と協議するものとする。 なお、表3-3-1に示す機器及び壁掛け型の分電盤及び表示盤等は適用範囲外とする。 2. 基本条件 (3) 重要度区分C：地震発生中は機能停止を許容するが、鎮静後に機能に異常がないことを求める設備。 また、地震中に機能停止した場合は、鎮静後に必要に応じて部品またはユニット交換により機能回復可能な設備 なお、重要度区分による各設備の区分は表3-3-4によるものとする。 表3-3-4 耐震据付設計対象の電気通信設備との重要度区分一覧表 (1/4) ～ (4/4)	3-3-1-2 耐震据付設計基準 1. 適用 (1) 地上高さ30m以下の建築物に設置する表3-3-2に示す電気通信設備 (3) 上記(2)に示す通信用鉄塔に設置する表3-3-2に示す電気通信設備 (6) 地表の基礎に設置する電気通信設備 ただし、(1)、(2)、(4)で規定する範囲を超える場合、及び表3-3-2に示す以外の電気通信設備を設置する場合は、事前に監督職員と協議するものとする。 なお、表3-3-1に示す機器及び壁掛け型の分電盤及び表示盤等は適用範囲外とする。 2. 基本条件 (3) 重要度区分C：地震発生中は機能停止を許容するが、鎮静後に機能に異常がないことを求める設備。 また、地震中に機能停止した場合は、鎮静後に必要に応じて部品またはユニット交換により機能回復可能な設備 なお、重要度区分による各設備の区分は表3-3-2によるものとする。 表3-3-2 耐震据付設計対象の電気通信設備との重要度区分一覧表 (1/4) ～ (4/4)	工事共通仕様書との整合 工事共通仕様書との整合 ※表貼付省略

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
3. 電気通信設備の据付 (2) 耐震据付設計基準は以下による。 据付設計水平力FSHは(1-1式)より求める。 1)(1-2式)・(1-4式)での算出結果を重要度区分・設置階によりまとめたものを表3-3-2、表3-3-3に示す。 耐震据付設計基準の考え方を図3-3-2に示す。 表3-3-2 建築物及び地表に設置される電気通信設備の据付設計水平(鉛直)入力加速度KSH、KSV(重心位置に加わる加速度) 表3-3-3 通信用鉄塔等に設置される電気通信設備の据付設計水平(鉛直)入力加速度KSH、KSV(重心位置に加わる加速度) 第4章 共通設備工 第2節 運用すべき基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	3. 電気通信設備の据付 (2) 耐震据付設計基準は以下による。 据付設計水平力FSHは(1-1式)より求める。 1)(1-2式)・(1-4式)での算出結果を重要度区分・設置階によりまとめたものを表3-3-3、表3-3-4に示す。 耐震据付設計基準の考え方を図3-3-2に示す。 表3-3-3 建築物及び地表に設置される電気通信設備の据付設計水平(鉛直)入力加速度KSH、KSV(重心位置に加わる加速度) 表3-3-4 通信用鉄塔等に設置される電気通信設備の据付設計水平(鉛直)入力加速度KSH、KSV(重心位置に加わる加速度) 第4章 共通設備工 第2節 運用すべき基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	※計算式貼付省略 工事共通仕様書との整合 ※表貼付省略 ※表貼付省略

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)		新(令和8年7月版)		備考
国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値 (案) (令和6年3月)	国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値 (案) (令和8年3月)	適用すべき諸基準類との 整合
国土交通省	光ファイバケーブル施工要領(平成25年3月)	国土交通省	光ファイバケーブル施工要領(平成25年3月)	
国土交通省	雷害対策設計施工要領(案)(平成31年3月)	国土交通省	雷害対策設計施工要領(案)(平成31年3月)	
経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令 (令和5年3月)	経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令 (令和5年3月)	
経済産業省	電気設備の技術基準の解釈 (令和5年12月)	経済産業省	電気設備の技術基準の解釈 (令和7年11月)	
経済産業省	発電用太陽電池設備に関する技術基準を定 める省令 (令和6年4月)	経済産業省	発電用太陽電池設備に関する技術基準を定 める省令 (令和6年4月)	
経済産業省	発電用太陽電池設備に関する技術基準の解 釈 (令和3年3月)	経済産業省	発電用太陽電池設備に関する技術基準の解 釈 (令和7年9月)	
経済産業省	発電用水力設備に関する技術基準を定める 省令 (平成21年3月)	経済産業省	発電用水力設備に関する技術基準を定める 省令 (平成21年3月)	
経済産業省	発電用水力設備の技術基準の解釈 (平成28年5月)	経済産業省	発電用水力設備の技術基準の解釈 (平成28年5月)	
経済産業省	発電用風力設備に関する技術基準を定める 省令 (令和6年4月)	経済産業省	発電用風力設備に関する技術基準を定める 省令 (令和6年4月)	
経済産業省	発電用風力設備の技術基準の解釈 (令和3年4月)	経済産業省	発電用風力設備の技術基準の解釈 (令和3年4月)	
日本建築学会	鋼構造許容応力度設計規準(2019年10月)	日本建築学会	鋼構造許容応力度設計規準(2019年10月)	
日本建築学会	各種合成構造設計指針・同解説 (2023年 8月)	日本建築学会	各種合成構造設計指針・同解説 (2023年 8月)	
建設電気技術協会	電気通信設備据付標準図集 (平成31年4月)	建設電気技術協会	電気通信設備据付標準図集 (平成31年4月)	
建設電気技術協会	あと施工アンカーボルト設計・施工要 領・同解説 (令和7年4月)	建設電気技術協会	あと施工アンカーボルト設計・施工要 領・同解説 (令和7年4月)	

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
建設電気技術協会 ストラクチャー設計・施工要領・同解説 (平成31年4月) 建設電気技術協会 道路・トンネル照明器材仕様書・同解説 (平成30年版) 第3節 各種設備に関する一般事項 3-4-3-3 各種設備の据付 (1) 自立型装置及び上下固定型装置の据付 6) 装置をフリーアクセスフロア床に固定する場合は、装置部分のフリーアクセスフロアパネルを切り取り、コンクリート床に取付けボルトの締付け状態が確認できる構造の専用架台を設けてボルトで固定するものとする。 3-4-3-6 各種設備の撤去 (1) 防雨・防湿処理を行い、指定された箇所へ保管されていること。 3-4-5-5 屋内配線 3. ケーブル配線 (3) ころがし配線 1) 天井内隠ぺい、二重床及びピット内配線は、ころがし配線とし、原則として支持は行わないものとする。	建設電気技術協会 ストラクチャー設計・施工要領・同解説 (平成31年4月) 建設電気技術協会 道路・トンネル照明器材仕様書・同解説 (平成30年版) 第3節 各種設備に関する一般事項 3-4-3-3 各種設備の据付 (1) 自立型装置及び上下固定型装置の据付 6) 装置をフリーアクセスフロア床に固定する場合は、装置部分のフリーアクセスフロアパネルを切り取り、コンクリート床に取付けボルトの締付け状態が確認できる構造の専用架台を設けてボルトで固定するものとする。 なお、重量が0.5kN以下の軽量の機器の耐震固定については、発注者又は設備機器の製造者の指定する方法にて固定するものとする。 3-4-3-6 各種設備の撤去 (1) 機器が損傷しないよう、適切な養生材で保護処置を行い、指定された箇所へ保管する。 3-4-5-5 屋内配線 3. ケーブル配線 (3) ころがし配線 1) 天井内隠ぺい、二重床及びピット内配線は、ころがし配線とし、原則として支持は行わないものとする。	工事共通仕様書との整合 工事共通仕様書との整合 誤記訂正

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
第6節 配線器具設置工 3-4-6-1 ダクト据付 3. バスダクト (2) ダクトの接続 6) 接地については、第3編第4章13節接地設置工の規定による。	第6節 配線器具設置工 3-4-6-1 ダクト据付 2. フロアダクト (2) ダクトの接続 6) 接地については、第3編第4章16節接地設置工の規定による。	誤記訂正
第7節 通信配線工 3-4-7-1 給電線敷設 4. 同軸ケーブルの敷設 (1) 同軸ケーブルの敷設は、本条3項の規定によるほか、以下によるものとする。 2) 同軸ケーブルをケーブルラックに取付ける場合は、適合する方法で行う者とする。	第7節 通信配線工 3-4-7-1 給電線敷設 4. 同軸ケーブルの敷設 (1) 同軸ケーブルの敷設は、本条3項の規定によるほか、以下によるものとする。 2) 同軸ケーブルをケーブルラックに取付ける場合は、適合する方法で行うものとする。	工事共通仕様書との整合
第10節 通信配線工 3-4-10-1 プルボックス設置 3-4-10-2 位置ボックスおよびジョイントボックス設置 3-4-10-3 プラスチックボックス等取付 プラスチックボックスの取付けは、第3編3-4-10-1プルボックス設置の規定による。	第10節 通信配線工 3-4-10-1 プルボックス取付 3-4-10-2 位置ボックスおよびジョイントボックス取付 3-4-10-3 プラスチックボックス等取付 プラスチックボックスの取付けは、第3編3-4-10-1プルボックス取付の規定による。	工事共通仕様書との整合

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
第11節 分電盤設置工 3-4-11-1 分電盤取付 1. 埋込分電盤設置 (2) 分電盤設置 2. 露出形分電盤設置 3-4-11-2 自立型分電盤取付	第11節 分電盤設置工 3-4-11-1 分電盤設置 1. 埋込分電盤取付 (2) 分電盤取付 2. 露出形分電盤取付 3-4-11-2 自立型分電盤設置	工事共通仕様書との整合
第12節 引込柱設置工 3-4-12-1 引込柱建柱 3-4-12-2 支線取付 3. 支線の根かせの埋設深さは、本柱根入の深さによること。 4. 高圧架空電線路に使用する支線には玉がいしを取付け、その位置は支線が切断された場合にも、地上2.5m以上となる箇	第12節 引込柱設置工 3-4-12-1 引込柱建柱 9. 根開きは、引込柱地上高の1/2とする。 なお、施工場所の状況により、これにより難しい場合は、水平支線、弓支線、共同支線、腕金支線及び支柱等、適切な工法により施工する。 10. 引込柱に支柱を取り付けるには、適合した取付金具を使用する。 3-4-12-2 支線取付 3. 引込柱への支線取付位置は、高圧線の下方とする。 なお、支線は高圧線より0.2m以上、低圧線より0.1m以上離隔させるものとする。 ただし、危険のおそれがないように施設するものは、この限りでない。 4. 支線の根かせの埋設深さは、本柱根入の深さによること。 5. 高圧架空電線路に使用する支線には玉がいしを取付け、その位置は支線が切断された場合にも、地上2.5m以上となる箇	工事共通仕様書との整合

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
所とする。 5. 人及び車両の交通に支障のおそれがある支線には、支線ガードを設けるものとする。 第13節 支柱設置工 3-4-13-1 支柱設置工 1. 支線及び支柱の本柱への取付け位置は、高圧線の下方とする。 なお、支線は高圧線より 0.2m以上、低圧線より 0.1m以上離隔させるものとする。ただし、危険のおそれがないように施設するものは、この限りでない。 2. 根開きは、電柱の地上高の 1/2 とする。 なお、施工場所の状況により、これによりがたい場合は、水平支線、弓支線、共同支線、腕金支線及び支柱等、適切な工法により施工する。 3. コンクリート柱に支柱を取付けるには、適合した取付金具を使用する。 4. 支柱を設ける箇所の地盤が軟弱な場合は、割栗石、玉砂利または碎石を支柱の底部に押入れて沈下を防止する。 第15節 雷保護設備工 3-4-15-1 雷保護システム（LPS）設置 1. 一般事項	所とする。 6. 人及び車両の交通に支障のおそれがある支線には、支線ガードを設けるものとする。 第13節 支柱設置工 3-4-13-1 支柱設置工 道路情報表示装置、車両感知器、CCTV装置等の支柱設置は以下による。 1. 建柱は、支柱の向き、傾斜などを調整し、損傷を与えないように注意して行うものとする。 2. 支柱の地際部には、滞水や滞砂等を予防し腐食環境の悪化を予防する措置を施すことを標準とする。 3. 道路情報表示装置、車両感知器、CCTV装置等の支柱設置は上記による他、第5編 第10章、第18章第3節、第6編 第7章によることに加え、支柱基礎に加わる外力は「道路付属物の基礎について（昭和50年7月15日道企発第52号）」によるものとする。 第15節 雷保護設備設置工 3-4-15-1 雷保護システム（LPS）設置 1. 一般事項	工事共通仕様書との整合 工事共通仕様書との整合

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
雷保護システムは、建築基準法で告示があるJIS A 4201「建築物等の雷保護」を基準とする。また、雷保護に関するJISである、JIS Z 9290-1（雷保護-第1部：一般原則）、JIS Z 9290-3（雷保護-第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）及びJIS Z 9290-4（雷保護-第4部：建築物内の電気及び電子システム）並びに関連法規によるほか、本条によるものとする。 2. 外部雷保護システム (4) 引下げ導線システムの敷設 2) 引下げ導線は、その長さが最も短くなるように施設する。 なお、やむを得ない場合は、直角に曲げてもしつかえないが、コの字形に曲げる場合には、引下げ導線の最も近接する2点間の距離が、コの字形の導線長及び保護レベルに応じた安全離隔距離（(JIS A 4201(2003)3.2 外部雷保護システムの絶縁)による）以上となるように敷設する。 (5) 引下げ導線と他の工作物との離隔 1) 引下げ導線及び水平導体等は、電力線、通信線またはガス管から1.5m以上離隔すること。 2) 引下げ導線及び水平導体等から、距離1.5m以下に近接する雨どい、鉄管、鉄はしごなどの金属体は、引下げ導線に接続すること。引下げ導線は、JIS A 4201「建築物等の雷保護」の規定に準じるものとする。 3) 引下げ導線及び水平導体等と前項（1）及び（2）	雷保護システムは、建築基準法で告示がある JIS Z 9290-3（雷保護-第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）を基準とする。また、雷保護に関するJISである、JIS Z 9290-1（雷保護-第1部：一般原則）、JIS Z 9290-3（雷保護-第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）及びJIS Z 9290-4（雷保護-第4部：建築物内の電気及び電子システム）並びに関連法規によるほか、本条によるものとする。 2. 外部雷保護システム (4) 引下げ導線システムの敷設 2) 引下げ導線は、その長さが最も短くなるように施設する。 なお、やむを得ない場合は、直角に曲げてもしつかえないが、コの字形に曲げる場合には、引下げ導線の最も近接する2点間の距離が、コの字形の導線長及び保護レベルに応じた安全離隔距離 JIS Z 9290-3（雷保護-第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）以上となるように敷設する。	

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
の工作物との間に静電的遮へい物がある場合は、前項（１）または（２）を適用しないものとする。 （６）鉄骨と引下げ導線との接続 鉄骨コンクリート造りなどの建物で、引下げ導線の一部を鉄骨または鉄筋で代替する場合の引下げ導線と受雷部、鉄骨などとの接続は、以下によるものとする。 １）引下げ導線を鉄骨または鉄筋に接続する場合は、銅板を黄銅ろう付けした鉄板を鉄骨または鉄筋に溶接し、それに引下げ導線を接続した接続端子を取付ける。ただし、引下げ導線を直接鉄板にテルミット溶接する場合は、この限りでない。 ２）鉄板の厚さは6mmとし、大きさは鉄骨に溶接する場合にあっては50mm×100mm、鉄筋に溶接する場合は75mm幅で、主鉄筋２本に溶接可能な長さとする。 ３）銅板の厚さは3mmとし、大きさは接続端子が接続できる大きさとする。 ４）引下げ導線を接続端子に取付ける場合は、接続端子に引下げ導線を差込み、黄銅ねじ２本で締付けた後、はんだを充填する。 ５）接続端子と鉄板との接続は、9.6φの黄銅ボルト２本で行うものとする。 ６）溶接部が露出の場合は、接続部分に防食塗装を塗布すること。	（５）鉄骨と引下げ導線との接続 鉄骨コンクリート造りなどの建物で、引下げ導線の一部を鉄骨または鉄筋で代替する場合の引下げ導線と受雷部、鉄骨などとの接続は、以下によるものとする。 １）引下げ導線を鉄骨または鉄筋に接続する場合は、銅板を黄銅ろう付けした鉄板を鉄骨または鉄筋に溶接し、それに引下げ導線を接続した接続端子を取付ける。ただし、引下げ導線を直接鉄板にテルミット溶接する場合は、この限りでない。 ２）鉄板の厚さは6mmとし、大きさは鉄骨に溶接する場合にあっては50mm×100mm、鉄筋に溶接する場合は75mm幅で、主鉄筋２本に溶接可能な長さとする。 ３）銅板の厚さは3mmとし、大きさは接続端子が接続できる大きさとする。 ４）引下げ導線を接続端子に取付ける場合は、接続端子に引下げ導線を差込み、黄銅ねじ２本で締付けた後、はんだを充填する。 ５）接続端子と鉄板との接続は、9.6φの黄銅ボルト２本で行うものとする。 ６）溶接部が露出の場合は、接続部分に防食塗装を塗布すること。	

北海道開発局電気通信工事仕様書 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年7月版)	備考
第18節 撤 去 3-4-18-1 一般事項 受注者は、工事の施工に伴い生じた現場発生品などは、第1編1-1-1-1-9 工事現場発生品の規定によるほか、設備などの撤去品の取扱いは、設計図書によらなければならない。 3-4-18-2 産業廃棄物の管理及び処理 受注者は、工事の施工に伴い生じた産業廃棄物は、第1編1-1-1-20 建設副産物の規定により、適切に処理するものとする。 なお、特別管理産業廃棄物においては、工事施工中も適切に管理を行い、工事の完成に際しては、設計図書による処分方法によらなければならない。	第18節 撤 去 3-4-18-1 一般事項 受注者は、工事の施工に伴い生じた現場発生品などは、第1編1-1-1-20 工事現場発生品の規定によるほか、設備などの撤去品の取扱いは、設計図書によらなければならない。 3-4-18-2 産業廃棄物の管理及び処理 受注者は、工事の施工に伴い生じた産業廃棄物は、第1編1-1-1-21 建設副産物の規定により、適切に処理するものとする。 なお、特別管理産業廃棄物においては、工事施工中も適切に管理を行い、工事の完成に際しては、設計図書による処分方法によらなければならない。	工事共通仕様書との整合 工事共通仕様書との整合